

会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

ＬＰガス容器の耐圧試験における不正事案について（お知らせ）

標記の件につきまして、福岡県飯塚市のＬＰガス容器検査所「大内田産業株式会社」においてＬＰガス容器の定期検査が不正に行われていたことが判明いたしました。

当該容器の約８５，０００本が耐圧検査を受けないまま、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、長崎県に流通しており、この事態を受け、消費者の安全確保のため、国（九州産業保安監督部）及び関係機関が連携し、以下の対策を実施しておりますのでお知らせいたします。（別添 福岡県資料をご参照ください。）

①未検査容器の緊急点検

販売事業者が未検査の容器設置場所を訪問し、目視とガス検知器による漏えい検査または発泡液（石鹼水等）による検査を実施する。

②未検査容器の回収・再検査

２０２５年１１月末までに回収完了を目指す。

③相談対応

各県のＬＰガス協会及び販売事業者が、消費者からの相談に対応する。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂

ＬＰガス容器の耐圧試験不正事案について

ＬＰガスの容器は、高圧ガス保安法および同法保安法施行令により「都道府県知事が登録した容器検査所」（以下「ＬＰガス容器検査所」）において５年に一度の定期検査が義務付けられています。

今般、飯塚市の「ＬＰガス容器検査所」において、ＬＰガス容器の定期検査を実施しないまま合格とした不正事実が明らかになりました。

当該容器は、ガス販売店により一般家庭や事業所に納入されています。

【不正を行った事業所】

名 称 大内田産業株式会社
本社（飯塚市川津 351-1）
容器検査場（飯塚市平塚 427-1）
代 表 者 代表取締役社長 大内田 仁嗣（おおうちだ まさつぐ）

今回の事案を受け、消費者の安全確保を図るため、国（九州産業保安監督部）および関係各県、各県ＬＰガス協会、九州ＬＰガス容器検査所協議会等と連携し、すべての未検査容器の緊急点検を実施します。

なお、不正を行った業者の行政処分につきましては、決定次第、お知らせします。

※県内に所在するすべての容器検査所（ＬＰガス検査所３か所、その他高圧ガス検査所２０か所）に対し、耐圧試験に関する緊急立入検査を実施したところ、適正に検査されていることを確認しています。

経 緯

- ・ 「容器検査所登録」に関する事務は、高圧ガス保安法施行令により都道府県知事が行うこととされており、県では、「容器検査所」に対し、検査機器の稼働状態や帳簿の確認等の立入検査を行っているところ。
- ・ 県内に所在する４つの「ＬＰガス容器検査所」の中の一つ「大内田産業」について、「容器の耐圧試験を一部実施していない」との通報があった。
これに基づき、県警との合同立入検査等やヒアリングを行った結果、同社が一部容器の耐圧試験を実施していない不正行為が明らかになったもの。
- ・ 同社による耐圧試験未実施容器は、一般家庭や事業所に納入されている胴長の

シリンダー容器で、不正本数は約 85,000 本。(佐賀県、熊本県、大分県、長崎県にも流通している)

- ・ 同社は、耐圧試験結果にかかる電子帳簿を改ざんすることで、県の立入検査を逃れてきたが、電子帳簿と試験結果データベースとの照合を行い、今回の不正が明らかになった。

今後の対応

県民の不安を払拭し、安全を確保するため、国（九州産業保安監督部）および関係各県、各県 LP ガス協会、九州 LP ガス容器検査所協議会等で構成する「LP ガス検査不正対策協議会」を設置し、以下の対策を実施。

①未検査容器の緊急点検

全ての容器に個体が識別できる「記号番号」が貼付されており、未検査容器の所在が確認できる。このため、販売店が未検査容器の設置場所を訪問し、緊急点検を行う。

- ・ 目視による外観検査
- ・ ガス検知器を用いた漏えい検査

②未検査容器の回収・再検査

11 月末までの回収完了を目指す。

③相談対応

各県の LP ガス協会及び販売店が、消費者からの相談に対応する。